

# 重要事項確認書兼同意書

確認及び記入が終わりましたら、  
原本は提出し、コピーを保護者控  
えとして保管してください。

保育施設等利用申請とその後の手続きの中でとても重要なことを記載したものです。ご自身に関係のない項目を含めすべての項目を確認のうえ、確認欄にチェック☑し署名してください。お子さん1人につき1枚提出してください。

	確認項目	確認欄
申請について	1 保育施設の申請は必ずしも内定をお約束するものではありません。	☑わかりました
	2 申請前に「保育施設等利用案内」を全て読んで十分ご理解いただけましたか。	☑わかりました
	3 申請は、本庁保育課の窓口または各保育施設で受付をします。(行政センター・地区センターでは受付していません。)	☑わかりました
	4 就労証明書等の添付書類内の空欄がないようお願いします。記載漏れがある場合は、申請受付できません。就労証明書は会社で証明を受けたあとに必ず記載内容の確認をしてください。	☑わかりました
	5 就労証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪(有印私文書偽造罪・有印私文書変造罪・私電磁的記録不正作出罪)に問われる場合があります。有印とは、事業者名が記名されていることです。また、判明した場合は、申請無効・内定取消・退園になります。有印私文書偽造罪及び同変造罪・・・3月以上5年以下の懲役 私電磁的記録不正作出罪・・・5年以下の懲役または50万円以下の罰金	☑わかりました ☑就労先事業者等に無断で作成又は改変を行っていません
	6 出産前のお子さんの申請をされた方は、出産後に申請書の追記と就労証明書を再度提出していただく場合があるため、保育課までお越しください。	☑わかりました
	7 求職活動の事由で申請後、直近の申請締切日までに就労証明書を提出された場合は、保育を必要とする事由が就労に変わるため、直近の審査の対象になります。	☑わかりました
	8 育休を取得されても、保育施設入園後に育休復帰しない場合は、求職活動の事由で申請してください。	☑わかりました
	9 育休復帰しない(復帰予定の職場を退職した)場合または就労予定先が内定取消となった場合は、内定取消・退園となります。	☑わかりました
	10 育休復帰のタイミングで利用希望をする方で、希望する保育施設に入園できない場合は、育休延長も許容できますか。「はい」にチェック☑をされた場合は、調整指数が減点になります。	☐はい ☑いいえ ☐育休復帰以外
	11 住所変更、世帯構成変更、婚姻、離婚、妊娠、出生、死亡、退職、育休復帰の変更、就労に関する変更、その他状況の変更があった場合は保育課までご連絡ください。変更に伴って書類の提出が必要になる場合は、速やかに提出してください。	☑わかりました
	12 申請書類の内容について、ご家庭や職場へ電話や面接等により確認する場合があります。連絡先は平日の昼間に連絡が付きやすく、お子さんの申請について詳しい方の電話番号(父か母か記入)を記入してください。保育課からの郵便物にもすべて目を通してください。	☑わかりました
	13 すべての希望施設を見学してください。1次審査にかけられる場合は11月30日まで、2次審査にかけられる場合は1月31日まで、随時審査にかけられる場合は審査対象月の申請締切日までに済ませてください。(見学は可能な限り入園希望のお子さんと一緒にお願いします。)※見学に行ったことがある保育施設でも半年以上経過している場合は、再度見学をしてください。	☑わかりました
	14 市外へ転出した場合は、申請取下げ・内定取消・退園となります。転出後も日光市の保育施設の利用を希望する場合は、転出が決まった時点で転出先の市区町村へご相談ください。	☑わかりました
	15 同じ施設であっても教育(1号)から保育(2号)への変更を希望する場合は、新規申請同様の申請が必要になります。(4月に変更希望する場合は、一次募集または二次募集での申請が必要です。)	☑わかりました
	16 妊娠・出産を事由に申請する場合、期間が終了すると退園となります。	☑わかりました
	17 在園児が転園希望して現況届の提出がなく、転園先が決まらない場合は、元の施設の4月以降の継続利用ができませんのでご注意ください。	☑わかりました
	18 利用の意思がなくなった場合や要件を満たさなくなった場合は、早急に保育課へ連絡してください。	☑わかりました
審査について	19 1次審査で内定が決まらなかった場合、2次審査の対象となります。2次審査で内定が決まらなかった場合、5月から翌年3月まで毎月随時審査の対象となります。	☑わかりました
	20 1次審査の希望園の変更は11月30日まで、2次審査の希望園変更は1月31日まで、随時審査の希望園変更は審査対象月の申請締切日まで受付します。(電話連絡可)	☑わかりました
	21 第1希望の施設で調整することができずに第2希望以降の施設で調整する場合においても、連絡はいたしません。希望施設は利用したい順に記入してください。通園意思のない保育施設は記入しないでください。内定を辞退する場合、該当年度間の利用調整において減点となります。	☑わかりました
	22 原則、希望施設のみで利用調整を行います。第5希望までのすべての希望施設で利用調整ができず他に調整可能な施設があった場合に、希望施設以外の施設で調整を希望する場合は、右の欄にチェックをしてください。(第5希望まで希望したうえで希望施設以外で調整可能な施設があった場合のみ、個別に連絡します。)	☑わかりました ☐調整を希望する (今市・日光・藤原) ↑希望地域に○
	23 利用調整の結果のお問い合わせは、通知がお手元に届くまでお答えできかねます。	☑わかりました
	24 日光市に住民票がない方は認定ができないため、市外からの転入の場合は入園予定月の前月15日までに転入の手続きをしてください。(最終的に入園前月までに転入できない場合は内定取消となります。)	☑わかりました

保育施設等利用申請について、上記の事項をすべて確認・同意しました。

令和 ××年 ××月 ××日

保護者代表者氏名 **日光 太郎**

児童氏名 **日光 花子**